

業務内容		特別教育	技能講習	免許
研削といし	取替え、または取替え時の試運転の業務	○		
動力プレス、シャー	金型、刃部又は安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務	○		
アーク溶接機	金属の溶接、溶断	○		
充電回路等(*1)	敷設、点検、修理、操作の業務	○		
フォークリフト(*2)	運転の業務(最大荷重1t未満)	○		
フォークリフト(*2)	運転の業務(最大荷重1t以上)		○	
ショベルローダー、フォークローダー(*2)	運転の業務(最大荷重1t未満)	○		
ショベルローダー、フォークローダー(*2)	運転の業務(最大荷重1t以上)		○	
不整地運搬車	運転の業務(最大積載量1t未満)	○		
不整地運搬車	運転の業務(最大積載量1t以上)		○	
揚貨装置	運転の業務(制限荷重5t未満)	○		
揚貨装置	運転の業務(制限荷重5t以上)			○
機械集材装置	運転の業務	○		
胸高直径80cm以上の立木、胸高直径20cmで、かつ、重心が著しく偏している立木(*3)	伐木、かかり木の処理	○		
チェーンソー	立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務	○		
建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用、基礎工事用、解体用)で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの	運転の業務(機体重量3t未満)	○		
建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用、基礎工事用、解体用)で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの	運転の業務(機体重量3t以上)		○	
建設機械(基礎工事用)で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のもの	運転の業務	○		
建設機械(締固め用)で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの	運転の業務	○		
建設機械(コンクリート打設用)	作業装置の操作の業務	○		
ポーリングマシン	運転の業務	○		
ジャッキ式つり上げ機械(建設工事の作業を行う場合)(*4)	調整及び運転の業務	○		
高所作業車	運転の業務(作業床の高さ10m未満)	○		
高所作業車	運転の業務(作業床の高さ10m以上)		○	
動力により駆動される巻上げ機(*5)	運転の業務	○		
動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人または荷を運搬する用に供されるもの(*6)	運転の業務	○		
小型ボイラー	取扱の業務	○		
ボイラー(小型ボイラー等を除く)	取扱の業務			○
ボイラー(胴の内径や伝熱面積が一定範囲内のもの)(*7)	取扱の業務		○	○
ボイラー(小型ボイラーを除く)、第一種圧力容器	溶接の業務			○
ボイラー(小型ボイラー等を除く)、第一種圧力容器	整備の業務			○
クレーン	運転の業務(つり上げ荷重5t未満)	○		
クレーン(跨線テルハを除く)	運転の業務(つり上げ荷重5t以上)		○(*12)	○
跨線テルハ	運転の業務(つり上げ荷重5t未満)	○		
移動式クレーン	運転の業務(つり上げ荷重1t未満)	○		
移動式クレーン	運転の業務(つり上げ荷重5t以上)			○
移動式クレーン	運転の業務(つり上げ荷重5t未満)		○	○
デリック	運転の業務(つり上げ荷重5t未満)	○		
デリック	運転の業務(つり上げ荷重5t以上)			○
建設用リフト	運転の業務	○		

業務内容	特別教育	技能講習	免許
揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック	○		
揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック		○	
ゴンドラ	○		
潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて水中において行う業務			○
作業室及び気閘室からの排気のための調整を行うためのバルブまたはコック	○		
潜水作業への送気の調整を行うためのバルブまたはコック	○		
再圧室	○		
高圧室内	○		
可燃性ガス及び酸素		○	○
四アルキル鉛等	○		
酸素欠乏危険場所	○		
特殊化学設備	○		
エックス線装置またはガンマ線照射装置	○		
加工施設、再処理施設または使用施設等の管理区域内(*8)	○		
原子炉施設の管理区域内(*9)	○		
特定粉じん(*10)	○		
ずい道等	○		
産業用ロボット(*11)	○		
産業用ロボット(*11)	○		
自動車(二輪車除く)用タイヤ	○		
廃棄物の焼却施設	○		
廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備	○		
石綿	○		
発破			○

(\*1) 詳しくは、労働安全衛生規則第36条第4号を参照。

(\*2) 道交法の道路上を走行させる業務を除く

(\*3) 詳しくは、労働安全衛生規則第36条第8号を参照。

(\*4) 詳しくは、労働安全衛生規則第36条第10の4号を参照。

(\*5) 電気ホイスト、エヤーホイスト及びゴンドラに係るものを除く。

(\*6) 軌道装置に用いる物に限る趣旨であり、スキップホイスト、エレベーター等を含むものではない。

(\*7) 詳しくは、労働安全衛生法施行令第20条第5号参照。

(\*8) 詳しくは、労働安全衛生規則第36条第28の2号参照。

(\*9) 詳しくは、労働安全衛生規則第36条第28の3号参照。

(\*10) 詳しくは、労働安全衛生規則第36条第29号参照。

(\*11) マニプレータ及び記憶装置を融資、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸等の動作を自動的に行うことができる機械。

(\*12) 床上操作式(床上で運転し、かつ運転する者が荷の移動と共に移動(横行、走行とも)する方式)のクレーンのみ。床上運転式(床上で運転し、かつ運転する者が荷の移動と共に移動(走行のみ)する方式)のクレーンの場合は、限定免許または免許が必要。